**求人公開から採用へ**

**応募前職場見学、学校推薦、選考・採否の決定、就業開始時期**

**ハローワーク伊賀　紹介部門　学卒担当**

**～三重県における高校卒業予定者の求人申込み手続き・採用選考日程～**

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 |  |
| ６月１日以降 | 高卒用求人申込書による安定所求人受付開始 |
| ７月１日以降 | 高卒求人票の交付求人公開求人者による学校への推薦依頼、学校訪問開始 |
| ９月５日以降 | 学校推薦高校から求人者へ全国高等学校統一用紙を送付 |
| ９月１６日以降 | 選考開始 |
| １１月１日以降 | 一人二社まで応募・推薦可能 |
| 選考日以降 | 採用内定 |
| 卒業後（卒業式の翌日以降） | 就業開始 |

**◎応募前職場見学◎**

応募する前に会社を見学することで、理解不足による早期離職の防止につながります。

**応募前職場見学の積極的な受け入れにご協力をお願いします！**

高校から応募前職場見学の依頼がありますので、日時や参加生徒数の調整を行ってください。

＊内容等については、各事業主にお任せします。

＊できる限り、生徒の学業に支障の少ない、夏休み期間に実施していただくようお願いいたします。

・当日、参加生徒が「職場見学確認書」を持参した場合は、見学結果を記入の上、生徒にお渡しください。

**《注意》「応募前職場見学」は採用選考の場ではありません**

※見学の場で生徒本人の状況を聴取するなど、早期選考につながることがないよう十分ご注意ください

**◎学校推薦の開始◎**

①　**９月５日以降**（※沖縄県は８月３０日以降）、

**高校から**事業主へ**応募書類**「全国高等学校統一用紙（履歴書・調査書）」**が送付されます**。

②　応募書類が届きましたら、**選考日程等を文書にて、高校を通じて**生徒に**通知してください**。

※生徒に直接連絡ができるのは高校卒業後になります。

**一人一社制（生徒１人に対し、一社のみの応募）**

１１月１日以降は、同時に「一人二社」まで応募可能

（「三重県就職問題連絡協議会」申し合わせによる）

**◎選考開始◎**

**必ず９月１６日以降に面接を実施してください**

（その他の適性検査・学科試験等を含む）

※「一人一社制」の制限があるため、**選考期間はできる限り短くしていただくようご配慮願います**。

（何度も選考試験や面接を行わないようにお願いします）

**◎採否の決定◎**

**採否結果**　➡　速やかに**文書で学校を通じて**生徒に**通知**

**※不採用の場合は応募書類を必ず学校に返却してください**

**選考結果の通知**は**７日以内**にお願いします！

「一人一社制」の制限があるため、選考結果が通知されるまで次の応募ができません。

不採用の場合は特に通知が遅れると、生徒が他社へ応募する機会が失われますので、**早めの通知**にご協力ください。

＜採用にあたって＞

～入社承諾書や誓約書について～

高校生は内定したらその企業へ入社することが通常の流れになります。求める必要があるものなのか再度ご検討ください。もし求める場合は企業側だけに都合の良い、合理的でない取消・留保条件を付けることのないようにお願いします。

**＜高卒求人採用状況報告書のご提出について＞**

高卒求人は定期的に採用状況のご報告をお願いしております

（データ集計の上、厚生労働省に数値報告し、統計として利用されます）。

**＊充足時＊**

　⇒充足次第随時お知らせください。

**＊9月末時点＊**

　⇒10月中にご提出ください。充足時報告済の場合のみ不要です。

**＊翌年3月末時点＊**

　⇒4月10日までにご提出ください。充足時報告済の場合のみ不要です。

**※９月末および翌年３月末時点のご報告は、採用数０人でも必要です※**

➡報告書内で充足を確認した場合は求人を取消します

　引き続き募集する場合は、報告書内にその旨記載いただくか、別途ご連絡ください

**Q：充足とは？**

**A：募集した求人の人数分、すべての採用が決定することを指します。**

※求人数が2人の場合、1人の採用が決定しただけでは充足とは言えず、2人以上の採用が決定した場合に充足と言います。**充足以外の理由による募集終了はできません。他の職種で多めに採用したから、一般求人で中途採用が決まったから等の理由で募集終了や募集人員の削減を申し出ることのないよう、求人数の設定は慎重に行ってください。**

**◎採用内定後◎**

**平日に以下の行事に参加させることは控えてください**

**・内定式　・入社前説明会　・健康診断　・制服採寸**など

**また、以下のことに関しても、控えるようにしてください。**

**・入社前研修への参加勧奨　・レポート等の提出命令　・採用内定企業でのアルバイト**

**・懇親会等への参加勧奨**など

採用内定後から就業開始までの間は、採用内定者であっても、卒業するまでは高校生であり学業が本務です。**学業に影響の無いようご配慮をお願いいたします。**

**◎就業開始◎**

就業開始（実習・研修等を含む）時期は卒業後（卒業式の翌日以降）としてください。

**！！不適切事例にご注意ください！！**

ハローワークから多数の事業所に対して指導を行っています。

雇用主説明会や求人票交付時にお渡しする**「公正な採用選考をめざして」を熟読**し「採用選考自主点検資料」もご活用の上、**公正な採用選考を実施していただくよう十分ご注意ください。**

**＜注意＞「家族・友人」に関する質問**は、場を和ますためであっても**不適切な質問**となります。

**重要**

**●採用内定の取り消し、入職時期の繰り下げについて●**

事業主の一方的な都合による採用内定の取り消しは、生徒及びその家族に計り知れないほどの打撃と失望を与える重大な問題です。採用内定取り消しを防止するため、最大限の経営努力を行い、あらゆる手段を講じていただくようお願いします。

**＜事業所名事業所名公表の対象となる可能性があります＞**

また、入職時期の繰り下げ（入社日の延期や自宅待機）についても、生徒及びその保護者の当該企業に対する信用を損ない、入社後の職業生活にも影響を与えかねない問題です。

**採用計画は的確に立てていただき、そのような問題が生じることのないようお願いいたします。**

※やむを得ず行おうとする場合はあらかじめハローワーク及び学校に通知していただく必要があります。

**＜窓口案内＞**

**ハローワーク伊賀　学卒担当**

**TEL：0595-21-3221**